

4. 取引信用保険の出前説明会

国内取引等に対して相手方が数百社にもおよぶようになりますと、与信取引に係るマンパワー等からアウトソーシングしようという考えがでてくることがあります。そのアウトソーシングにも銀行系、損保系、外資系等といろいろあり、その選び方にも悩む時代になってきております。

これは、このような時代にあつて、コファスジャパン信用保険会社が販売している保険商品を紹介し、いつでも、どこでも、1人でも対象とした出前説明会の資料とするものです。出前説明会に際しては、事前に電子メール、携帯電話(090-3527-4262)または固定電話(03-6365-1631)によりご連絡をお願いします。

I. コファス保険の概要

コファス保険は、1946年にフランスで輸出信用保険に特化した保険会社として設立し、フランス政府による輸出信用保険等を提供し、債権管理型の信用保険を深化してきたものですが、1994年にはフランス国営機関から民営化しました。その翌年の1995年にはコファスグループが日本に進出し、コファスジャパン信用保険会社が提供する国内取引信用保険業務を開始し、現在にいたっております。その間、2005年には輸出取引信用保険業務もはじまりました。さらに2006年には各種取引（輸出・輸入・投融資）に対するシングルリスク保険（UNISTRAT）の引受業務も開始し、日本企業向けに洗練された世界共通約款で保険商品を販売しております。

1946年	COFACEの設立（国営）。
1994年	民営化。
1995年	日本進出。国内取引信用保険業務開始。
2005年	輸出取引信用保険業務開始。
2006年	シングルリスク保険（UNISTRAT）業務開始。

コファス保険の主な特徴は、「保険関係の成立時」は売上高単位となり、「保険金の請求時」は1つまたは複数の請求額の合計額にあたる債権の正味債権額としてとらえたスキームですが、以下その概要についてご紹介します。

I-1 対象取引

取引信用保険とは、取引先の倒産状態等により売掛債権が不払いになった場合にてん補する保険のことです。コファスジャパン信用保険会社は、その保険を運営しており、最長決済期間（請求日から支払期日までの期間）の180日を境にして次のとおりです。（私個人または関係会社取引は除外。）

● グローバリアンズ信用保険：180日以内の包括系。

国内の継続的取引→信用危険をカバーすること。

輸出の継続的取引→信用危険+非常危険をカバー。

● スペシャルリスク保険：180日超の個別系。

主にプロジェクト取引（輸出・輸入・投融資案件。）→信用危険/非常危険を選択してカバーすること。

両者のうち包括系は、包括定義のもとですべての取引を対象とし、個別系は潜在的なリスク案件を絞り込んで対象にすることができます。

（前受金取引および確認信用状取引を除く。）

以上のうちグローバリアンズ信用保険についてご説明します。

グローバリアンズ信用保険の特徴	
(1) パッケージ商品	お客様は、非常危険および信用危険をセットで利用します。
(2) ワイドカバー	てん補範囲は、主に積出し後ですが、オプションにより積出し前も併用してカバーします。
(3) シンプルな手続き	予想保険料は、年間予想売上高単位でもって計算します。 保険契約締結時では最低保険料（＝予想保険料×80％）の支払い、保険期間期末では確定売上高（確定保険料）でもって保険料を精算します。
(4) モジュール形式 (選択可能な特約形式)	お客様の企業規模、業態、補償内容等いろいろなケースに対応し、適切なモジュールを組み合わせます。
(5) 包括契約	お客様は、包括の定義を定めると、その範囲内の案件をすべて付保します。
(6) クレジットリミット	お客様は、1年単位の最大債権残高を見積り、クレジットリミットを申請します。（信用調書不要。）
(7) 債権管理型信用保険	コファネットジャパン信用保険会社は、クレジットリミットを設定し、その範囲内の損失額をてん補します。

I-2 てん補範囲

グローバリアンス信用保険は、「積出し前危険」(オプション) および「不払い危険」をてん補範囲とします。両者のうち大部分は「不払い危険」です。すなわち、商品を引渡しもしくは積出しまたは役務を提供する前に取引先が倒産状態に陥った場合、積出し商品の転売の難易度によりてん補範囲も異なることがあります。例えば、転売が比較的容易であるときは「不払い危険」のみで構いません。しかし、それが比較的難しいときは「積出し前危険」も考えなければなりません。「不払い危険」のみであれば不十分なことも考えられます。その場合、「積出し前危険」はモジュール方式(選択可能な特約形式)で対応することができます。

(1) 不払い危険

グローバリアンス信用保険は、債権に対する「不払い危険」が発生したことにより被った損失をてん補します。てん補されるのは、所定の待機期間満了時点で計算された正味債権額(ただし、承認されたクレジットリミットの範囲内)の85%~95%です。

(2) 積出し前危険(オプション)

グローバリアンス信用保険は、「積出し前危険」の発生により契約上の義務の履行を継続することが不可能になったことにより被った損失をてん補します。

この場合、お客様は保険有効期間の開始日から当該費用がもはや発生しなくなる日までに生じた契約の履行に要した費用、および当該「積出し前危険」の発生が直接、かつ、唯一の原因とする不回避の費用(保管費用、弁護士費用、前受金の返還)の総費用を明らかにします。てん補されるのは、所定の損害認定時点で計算された総費用(ただし、承認されたクレジットリミットの範囲内であって、かつ、「不払い危険」も起こった場合には「不払い危険」が優先し、その残りの範囲内。)の85%~95%です。

(注) 損害認定時点は、次のとおり。

- 倒産状態の場合・・・すみやかに。
- 倒産状態以外の場合・・・契約の履行遅滞が5月経過したとき。

また、損害認定の場合、お客様は損害保険鑑定人による調査に応じなければなりません。その場合、損害額の減額率が10%以内であればコファスジャパン信用保険会社はその鑑定費用を負担し、そうでない場合にはお客様がその鑑定費用を負担することになります。

I-3 質問書の提出

お客様は、保険料の見積もりを依頼するときにコファスジャパン信用保険会社あてに「グローバリアンス信用保険質問書」（以下「質問書」という。）を提出します。その後、コファスジャパン信用保険会社は、TOP10社に対する評価分析を実施し、その与信結果から保険料の額を想定しようとし、取引先別に設定したクレジットリミットにより与信管理の枠組みを作り、年間予想売上高によって保険料の率を想定しようとし、

(1) 質問書

お客様は、「グローバリアンス信用保険質問書」に回答するのは第一歩といえます。そこでは、TOP10社を含めたランキングリスト（予想売上高、最大債権残高、支払日数等）等を明らかにします。

(2) 見積書

コファスジャパン信用保険会社は、TOP10社に対する評価分析を行った後、リスクに見合った予想保険料をはじめとして、最長請求期間、最長決済期間、支払遅延通知期限等をお客様に提案します。

（「グローバリアンス信用保険お見積書」）

(3) 保険申込書／包括契約書

お客様は、クレジットリミットに了解し、所定の社内稟議を踏まえて最低保険料（＝予想保険料×80％）を支払います。その後、コファスジャパン信用保険会社は、見積書にもとづいた保険申込書／包括契約書を準備し、お客様はその内容を確認した後、記名捺印します。

(4) クレジットリミットの設定

コファスジャパン信用保険会社は、質問書の提出時のランキングリストのうち残りの取引先（TOP10社以外のもの。）に対する評価分析を実施します。

I-4 クレジットリミットの申請

お客様は、保険料の見積もりの依頼するときに提出した質問書で対応しますが、保険契約締結後では、コファネットを通じて商談の開始時にコファスジャパン信用保険会社あてにクレジットリミットを申請します。それは、リアルタイム化されており、1千万円のクレジットリミットを境にして次のとおり分かれています。

● 1千万円以下の場合

コファネットでは、与信結果として@の数を示すことによってクレジットリミット希望額に対する承認額を明らかにします。
（「@レーティングリミット画面」）

格付と承認額

格付の分類	承認額
@@@@	1,000万円
@@@	
@@	500万円
@	200万円
R	100万円
NR	70万円
X	なし

● 1千万円超の場合

コファネットでは、与信結果（満額回答、一部承諾、拒絶および保留中）を具体的に示します。（「クレジットリミット画面」）

（1）コファネット

お客様は、コファネットの「ポートフォリオの画面」を通じて取引先を一括管理できます。具体的には、クレジットリミットがどのようなになっているか一覧表示で最新の@レーティング等を確認し、増額申請もできます。

（2）取引先審査料

取引先審査料は@5、250円ですが、お客様は保険期間の期末頃に負担します。

I-5 ペンディング・オーダーと契約条件

包括契約は、ペンディング・オーダーのモジュールの有無を明らかにします。すなわち、国内取引では、そのモジュールがありますが、海外取引ですとそれが無いこともあります。また、ありましても、積出し期限や出荷条件等が求められることがあります。

● 売買契約書が@レーティングまたはクレジットリミットの減額または撤回を通知した日からさかのぼって**6月以内に締結されたもの**かどうか、または一連の出荷が取引先との間で**合意されたもの**かどうか。(保険金請求時の確認資料。)

● 当該出荷時は、同一取引先に対して「**支払遅延通知書**」を提出しもしくは提出しようとする状態、または**倒産状態**でなかったものかどうか。

(注) お客様は、売買契約に基づいて当該出荷を停止できるかどうかがあり、保険金請求時には、基本的な書類とともに、売買契約書、注文書、注文承諾書、その他必要な書類の写しが必要です。

(1) ジレンマ

お客様は、@レーティングまたはクレジットリミットを減額または撤回の通知を受けますと、商圈の維持を優先させてそのまま商品を出荷し続けるかそれとも約款上の免責事項（当該撤回の受領後に係る出荷分に対する「不払い危険」は不てん補扱いになること。）を考慮して中止するかどうか悩むことがあります。

(2) アローアンス

ペンディング・オーダーのモジュールが適用されていますと、クレジットリミットに対する減額または撤回が行われた場合には、その通知後最長3月の出荷予定分に対して仮に保険事故が発生してもてん補しようとしています。

(最長3月間のアローアンス)

すなわち、お客様は商品を引渡しもしくは積出しまたは役務を提出しても、通常とかわりなく保険関係を成立させることができます。その後、取引先が倒産状態に陥って、UNPAIDになっても、正味債権額（ただし、承認されたクレジットリミットの範囲内。）の85%～95%がてん補されます。

I-6 保険期間

包括契約書は、保険期間を明らかにし、それは1年間です。その期間に係る最低保険料（＝予想保険料×80%）が支払われますと、当該月の1日から有効です。例えば、最低保険料が12月10日付けで支払われますと、12月1日から有効になります。

● 通常の売買契約

当該保険期間内に商品の引渡し日から「最長請求期間」内に取引先に対して請求することが前提です。

● 委託契約

当該保険期間内に商品に係る所有権の移転日から「最長請求期間」内に取引先に対して請求することが前提です。（国内取引も同様。）

（1）請求権発生タイミング

お客様は、商品を引渡しもしくは積出または役務を提供しますが、保険期間内にあり、かつ、取引先に対する請求書が保険期間内に発行されなければなりません。その場合、売掛債権の支払期日が当該保険期間よりはみ出している場合もお客様が所定の通知期限（前報告期間の期末から15日以内。）までにお客様が「売上高報告書」を通知します。

（2）期末時の対応策

保険期間が12月1日から翌年11月30日までの場合、保険期間の期末にあたる11月下旬に出荷する案件に関しては、11月30日までに相手方に対して商品代金を請求することが要件です。しかし、それが12月1日以降にズレますと、保険期間からはみだします。その場合、更新契約を行っておりませんと、当然に対象外債権にあたります。従って、運悪く、それが不払い状態になった場合にはてん補されません。その意味では、できるだけ、更新手続きすることが望まれます。

I-7 保険料

お客様は、コファスジャパン信用保険会社発行の請求書により保険料をお支払いします。具体的には、次の2回払いです。

第1回目：保険契約締結時

年間予想売上高×保険料率＝予想保険料

予想保険料×80％＝最低保険料・・・・・・・・・・・・・・・・①

第2回目：保険期間満了時

四半期ごと確定売上高の累計額×保険料率＝確定保険料・・②

差額＝②－①

(1) 保険料の前払い

コファスジャパン信用保険会社は、予想保険料の見積りに際してリスク状況を調査し、リスクに見合った保険料率を適用します。さらに、コファスジャパン信用保険会社は、保険金支払限度額をはじめとしたいろいろな引受条件等も設定します。

予想保険料は、年間予想売上高に保険料率を乗じて計算し、そのうち80％分が最低保険料になり、お客様は保険申込書や包括契約書の取り交わしに先立って当該最低保険料を前払いします。

(2) 保険料の精算払い

予定保険料のうち残りの保険料は、保険期間満了時の支払いです。すなわち、お客様が保険期間中の四半期ごとの「売上高報告書」の通知でもって最終売上高を明らかにしますと、コファスジャパン信用保険会社は確定売上高に保険料率を乗じて確定保険料を計算します。そこで、お客様は、最低保険料との差額を支払います。

しかし、お客様での売上不振により、確定保険料が当初の最低保険料より下回った場合には、保険料の減額にあたりますが、当該減額分は戻されることはありません。

I - 8 売上高報告書

保険料は、保険契約締結時と保険期間満了時の2回払いですが、そのうち2回目は売上高を確定させてから保険料を精算するスキームです。その場合、お客様は、前報告期間（前3月間）の期末から15日以内にコファスジャパン信用保険会社あてに「売上高報告書」を提出します。（フォーマットは包括契約書に添付された様式をそのまま使用。）

（1）予想売上高

予想保険料は、予想保険料を見積もるときにコファスジャパン信用保険会社あてに提出する質問書で明らかになります。これは、保険料の率を想定し、増えるにつれて逡減の方向に引っ張ろうとします。（スケールメリット。）

（2）確定売上高

確定売上高は、四半期毎の「売上高報告書」を合計することによって明らかになります。これは、予想売上高による予想保険料を確定保険料に導いたり、保険関係を成立させたりします。すなわち、一連の申込み手続きを完結させるのに役立ちます。

I-9 決済期間延長承認請求書の提出

お客様は、売買契約の内容変更に対する通知義務が課されており、相手方からの延長要請に対して了解する前にコファスジャパン信用保険会社あてに「**決済期間延長承認請求書**」を提出します。

(フォーマットは包括契約書に添付された様式をそのまま使用。)

この場合、お客様はコファスジャパン信用保険会社から承諾を得てから相手方に対して延長要請に了解します。

(1) 最長決済期間

コファスジャパン信用保険会社は、標準決済期間のうち最長決済日数により「最長決済期間」を設定しており、取引先における過去の支払振りを反映しています。例えば、請求日から支払期日までの期間が30日、60日、90日、120日、150日、180日であった場合には「最長決済期間」は180日となります。この場合、支払日数は請求書上の日数に基づくものではなく、実際に支払われた日数としており、過去の支払振りが反映しています。これは、支払遅延通知期限(=「最長決済期間」+30日)も同様に過去の支払振りが反映するといえます。

(2) 事前承認申請の不要

請求書上の支払期間と「最長決済期間」との間は、「延長可能期間」にあたり、その期間中において1回または数回にわたって支払期日に変更を加えてもコファスジャパン信用保険会社に対する事前承認申請は不要です。

ただし、お客様は、自己努力で回収にあたっては支払期日から60日目を徒過しますとコファスジャパン信用保険会社あてに「期日経過の通知書」を提出します。その「期日経過の通知書」では、そのときの未収債権額の合計額および支払期日の未経過債権額の合計額を明らかにします。

(3) 事前承認申請の必要

事前変更申請の要件は、次のとおり。

- ① 延長された支払期日が最長決済期間を超える場合
- ② クレジットリミットの撤回後に支払期日を延長する場合
- ③ 「支払遅延通知書」を通知したり、通知しようとするときに支払期日を延長する場合

その申請のタイミングは相手方からの変更要請に対して回答を与える前です。

I-10 支払遅延通知書の提出

お客様は、損失の発生等に対する通知義務が課されており、所定の支払遅延通知期限（＝「最長決済期間」＋30日）内にコファスジャパン信用保険会社あてに「支払遅延通知書」を提出します。また、取引先に対する不利益情報や取引先の倒産状態の場合は、所定の提出期限が繰り上がり、直ちに提出します。

（フォーマットは包括契約書に添付された様式をそのまま使用。）

（1）不利益情報および支払遅延の通知義務

お客様は、全面的な介入をとまなう「支払遅延通知書」を提出しますと、コファスジャパン信用保険会社による回収努力がはじまります。

（全面的回収サービスのモジュールを選ぶ場合）

通知義務発生要件は、次のとおり。

- ① 取引先に関する何らかの**不利益情報**を知ったとき。
- ② 取引先が**倒産状態**になったことを示す情報を知ったとき。
- ③ 支払遅延通知期限時において支払遅延があるとき。

また、**書類引換現金支払い条件***で販売した場合は書類および商品到着してから30日以内。

当該「支払遅延通知書」は、支払遅延通知期限（「最長決済期間」＋30日）に徒過している債権額が対象になります。それがクレジットリミットの範囲内におさまっているかどうかに関心事となります。従って、お客様では正味債権額の圧縮を図るように回収努力の強化が課題になることもできます。

（2）損失防止軽減義務

お客様は支払遅延が発生した場合、保険金支払い請求の発生を防止し、それを最小限にとどめるために、必要と考えるあらゆる手段を講じなければなりません。

I-11 保険金請求書の提出

お客様は、所定の待機期間満了時に正味債権額を算定し、コファスジャパン信用保険会社あてに「保険金請求書」を提出します。
(フォーマットは包括契約書に添付された様式をそのまま使用。)

- 倒産状態のタイミング
「倒産状態を証明する書面」の受領後30日経過したとき。
- 倒産状態以外のタイミング
「支払遅延通知書」の通知後5日経過したとき。

(1) 保険金予定額の算式

正味債権額は、請求金額（累計額）と既払金額（累計額）との差額でもって計算します。その後、保険金予定額は、その正味債権額に縮小てん補率を乗じて得た額（ただし、保険金支払限度額の範囲内。）になります。

$$\begin{aligned} & \text{〔正味債権額} \times \text{縮小てん補率} = \text{保険金予定額〕} \\ & \leq \text{保険金支払限度額} \end{aligned}$$

ただし、正味債権額がクレジットリミットより超えていた場合には、クレジットリミットを上限とし、クレジットリミットに縮小てん補率を乗じて得た額（ただし、保険金支払限度額の範囲内。）になります。

$$\begin{aligned} & \text{〔クレジットリミット} \times \text{縮小てん補率} = \text{保険金予定額〕} \\ & \leq \text{保険金支払限度額} \end{aligned}$$

(2) 保険金査定上の留意事項

「不払い危険」は、てん補事由が特になく免責事項に該当しない限り、すべててん補されます。そこで、次の通知義務等が正常に履行されているかどうかができます。

- ① 保険料支払義務
- ② 告知義務
- ③ 決済期間延長通知義務
- ④ 支払遅延通知義務
- ⑤ 損害防止軽減義務

I-12 回収金の報告

お客様は、保険金の支払いの前後にかかわらず、取引先または債権に関連して第三者から受領したすべての金額に対する通知義務が課されており、お客様が次の回収金を受領した場合には直ちに書面でコファスジャパン信用保険会社あてに通知します。

- ① お客様が受領したすべての遅延利息、遅延損害金
- ② お客様が担保から現実化したすべての収益。
- ③ お客様が作成するすべてのクレジット・ノート。
- ④ 相殺権の行使から生じた価値。
- ⑤ お客様が回収したもしくは保持していた回収することもしくは保持することができたであろう商品から生じる収益。

商品が回収されもしくは保持されまたは回収することもしくは保持することができたであろう場合のその収益の額は、お客様が実際に取得した額か、請求書価格の50%（その他の特定された場合を除く。）のいずれか大きい方。

（1）お客様あての回収金に対する報告

お客様は、コファスジャパン信用保険会社あてに全面的な介入を伴う「支払遅延通知書」を通知しますと、そのままコファスジャパン信用保険会社による回収努力期間がはじまります。（全面的回収サービスのモジュールを選ぶ場合）

そこで、取引先がコファスジャパン信用保険会社でなく、間違ってお客様あてに回収金を送金してきた場合にあてはまります。

（2）回収金の充当方法

コファスジャパン信用保険会社が保険金を支払う前に回収金が直接送金されてきた場合には、その回収金は未払額に充当され、その順序は請求書の日付のうち早い順からとなります。

（3）回収金の配分方法

コファスジャパン信用保険会社が保険金を支払った後に回収金が送金された場合には、支払われた保険金の範囲内でコファスジャパン信用保険会社に帰属し、回収金の総額が債権の額を超える場合は、その超過額は回収費用を控除した後、お客様に返還されます。